

(仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見

赤：委員意見関連 青：市長意見関連 緑：住民等意見関連 黄：複数者からの意見
黒：事務局意見

1 事業特性【答申 前文】

- 現在稼働中の廃棄物焼却施設が老朽化したこと、また、効率の高いエネルギー回収及び災害等に対する強靱化などを目的に、別の場所において新たに廃棄物焼却施設（以下、「新設施設」）を設置する計画である。
- 現行施設では東金市、山武市、大網白里市及び九十九里町の3市1町から排出されるごみを処理しているが、新設施設では山武市を除く2市1町から排出されるごみを対象に処理を行う。
- 新設施設ではストーカ方式を採用し、1日当たりの処理能力は125トン（62.5トン×2炉）である。
- リサイクル処理施設（計画規模18トン/日）が併設され、粗大ごみ及び不燃ごみ等を処理する計画である。
- ごみ処理の過程で発生した余熱は最大限発電に利用し、その他、冷暖房、給湯用として施設内での利用を検討している。
- 上水道が断水した際の代替水源として井戸水利用を行う。

2 地域特性

- 対象事業実施区域（以下「事業区域」）は田畑に囲まれた平地に位置している。

【答申 前文】

- 事業区域は、千葉県が公表している「作田川水系 作田川」及び「真亀川水系 真亀川」の洪水浸水想定区域図における浸水区域に位置している。

【留意事項 1】

- 九十九里地域では広く天然ガスの採取が行われており、事業区域及びその周囲では、天然ガスが地表面に湧出する現象が確認されている。【留意事項 2】

○事業区域の周辺には、山武市も含め、複数の住宅地が存在し、直近では北西約200メートルの位置に存在する。【答申 前文】

○事業区域の周辺には、教育施設、病院及び福祉施設等、環境の保全への配慮を要する施設が存在する。【答申 前文】

○事業区域の周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場である伊藤左千夫のみちや成東・東金食虫植物群落等が存在する。【答申 前文】

3 事業計画

○新設する廃棄物焼却施設における計画処理量について、平成29年度以降における年間ごみ処理量の実績値が「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（平成30年3月 東金市外三市町清掃組合）に示す推計値を上回っていることを踏まえ、将来的に焼却能力に不足が生じることがないように、関係市町及び事業者と連携し、住民や事業者への普及啓発、集団回収の検討並びに容器包装廃棄物、プラスチック使用製品廃棄物及び紙ごみの分別収集などにより、ごみの再資源化を促進し、ごみ処理量を低減させること。【答申1（1）】

○事業区域内に設置を予定しているストックヤードについて、その構造及び使用目的を明らかにするとともに、当該箇所に災害廃棄物を保管する場合にあっては、飛散、流出及び悪臭の発散の防止について必要な措置を講ずること。【答申1（2）】

○工事の実施及び新設施設の稼働による水質、土壌及び地下水への影響が成東・東金食虫植物群落に及ぶことのないよう、十分配慮すること。【答申1（3）】

○環境保全計画に示されている地球温暖化防止計画について、電気自動車等の導入や廃棄物収集ルート最適化など、二酸化炭素排出削減に必要な最大限の取組を検討すること。【答申1（4）】

○方法書2-30ページに示す排水処理フローについて、再利用の方法を明示すること。【指導】

4 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

（1）大気質

○短期高濃度予測におけるダウンウォッシュ時及びダウンドラフト時について、煙突や建物の形状、高さ及び位置を十分に考慮し、その発生状況を検討した上で、適切な手法により予測及び評価を実施するとともに、必要に応じて環境保全措置

を検討すること。【指導】

- 廃棄物処理施設の稼働に伴うばい煙の発生による大気質について、「新ごみ処理施設整備基本計画（令和2年3月東金市外三市町清掃組合）」では、環境影響評価における調査、予測結果を基に必要なに応じて煙突高さの見直しを行うとされていることから、当該基本計画策定時における煙突高さに関する検討結果及び環境への影響の程度を踏まえ、煙突高さの変更も含めた環境保全措置を検討すること。

【答申2（1）】

（2）水質

- 土粒子の調査地点について、選定理由を明らかにした上で、位置を明示すること。

【指導】

- 工事中の排水の放流先水路の流向について、降雨の影響や農業利水などによる流向の変化を適切に把握すること。なお、流向変化の状況によっては、必要に応じて調査地点を見直すこと。【答申2（2）】

（3）騒音及び超低周波音

- 施設の稼働による超低周波音について、既存の事例から著しい影響を生じさせないことを理由に環境影響評価項目に選定しないとしているが、本事業に既存の事例を適用させる妥当性を具体的に明らかにした上で、環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合を除き、環境影響評価項目に選定すること。【答申2（3）ア】

- 施設から発生する100ヘルツ以下の騒音について、1/3 オクターブバンド音圧レベルの調査を実施し、事業区域周辺の住宅地への影響を適切に予測、評価すること。【答申2（3）イ】

- 施設の稼働による騒音の調査期間について、代表的な騒音の状況を把握できる平日の1日としているが、千葉県環境影響評価技術細目に示す調査期間の考え方を踏まえ、設定根拠及びその妥当性を明らかにすること。【指導】

（4）土壌

- 事業区域内における土壌調査について、周辺地域の地下水の測定結果で砒素が検出されていることを踏まえ、調査の結果、砒素が検出された場合は、その原因及び必要な対策について検討すること。【答申2（4）ア】

○事業区域内における土壌調査について、掘削土の発生が想定される造成計画範囲を明らかにした上で、適切に調査地点を設定すること。【答申 2 (4) イ】

(5) 動物及び生態系

○鳥類の定点観察地点について、事業区域境界付近の 1 地点となっているが、樹林地内に生息する鳥類を適切に把握するため、事業区域内の樹林地を含めた複数地点での設置を検討すること。【答申 2 (5)】

○昆虫類のライトトラップ設置地点について、事業区域境界付近の 1 地点となっているが、樹林地内に生息する昆虫類を適切に把握するため、事業区域内の樹林地を含めた複数地点での設置を検討すること。【答申 2 (5)】

(6) 景観

○事業区域周辺には複数の住宅地が存在しており、直近では北西約 200メートルに位置することを踏まえ、施設による圧迫感を可能な限り低減させるため、施設配置の変更を含む環境保全措置を検討すること。【答申 2 (6)】

5 その他

○事業の実施に当たっては、周辺自治体、地域住民等からの懸念や要望に対し、積極的な情報提供及び丁寧な説明を行うことにより、双方向のコミュニケーションを図るとともに、地域の特性にも十分留意した上で、生活環境の保全に万全を期すこと。【答申 3】

○浸水対策について、県が公表している「作田川水系 作田川」の浸水想定を踏まえた対策としているが、事業区域は「真亀川水系 真亀川」の浸水想定区域内にも位置していることに留意すること。【留意事項 1】

○事業区域及びその周囲において、地中の天然ガスが地表面に湧出する現象が確認されていることから、事業の実施に当たっては、事前に天然ガスの湧出箇所を適切に把握した上で、事故の防止に万全を期すこと。【留意事項 2】